

病院事業運営審議会の進め方について（案）

1 専門部会の設置

短期間に集中して審議するため、福岡市病院事業運営審議会（以下「審議会」という。）に医療専門家等からなる作業部会として専門部会を設置する。
また、各専門部会の検討事項は以下のとおりとする。

専門部会名	検討事項
医療機能部会	市立病院の担うべき医療機能のあり方について
経営形態部会	市立病院の経営形態のあり方について

2 専門部会委員の選定

各専門部会の委員については、各医療分野の専門家や学識経験者を中心に選定する。

専門部会名	委員数	委員構成
医療機能部会	10名程度	○小児・周産期医療を専門とする医療関係者
		○高度・救急医療を専門とする医療関係者
		○福岡県（地域医療計画の所管）
経営形態部会	5名程度	○医療経営について専門的知識を有する学識経験者
		○公的又は民間医療機関の経営に詳しい者
		○公認会計士

3 審議会・専門部会のスケジュール

